

V-22航空事故に伴う機体の回収計画について

令和6年12月6日
防衛省

	① 地上輸送	② 海上輸送	③ 陸揚げ
時期	12月16日(月)(予備:17日(火))※ ※ 海象等の影響により、遅延の可能性あり	12月16日(月)～12月29日(日)※ ※ 海象等の影響により、遅延の可能性あり	12月29日(日)※ ※ 海象等の影響により、遅延の可能性あり
場所	与那国駐屯地～久部良漁港	久部良漁港～木更津駐屯地岸壁	木更津駐屯地岸壁
要領等	 ○ 与那国駐屯地から久部良漁港まで、牽引車(空自×2)により機体を輸送	 ○ 久部良漁港から木更津駐屯地岸壁まで台船により海上輸送を実施 ○ 海上輸送に要する期間は、最短で14日間。必要により近傍港湾に逐次寄港。 また、塩害の影響による機体の腐食防止の処置を実施	 ○ 木更津駐屯地に隣接する埠頭に台船を接岸し、機体をクレーンにより駐屯地内に陸揚げ ○ 陸揚げした機体は、駐屯地内を牽引し、格納庫に搬入